

要請文：「夜明け前のうた」の上映を求める

都倉俊一文化庁長官

文化庁は、先月、映画賞を授与した「夜明け前のうた～消された沖縄の障害者」の記念上映を取りやめました。これは国民の知る権利や表現の自由を損なう重大な問題であり、歴史の隠ぺいにつながるものだと私は考えます。

今月19日（日）13時より、記念上映がおこなわれるはずだったのと同じホール（スペースFS汐留）で、「自主上映会と言論フォーラム」を計画しました。

この会にぜひご参加いただき、上映取りやめ問題が何をもたらし、どのような問題に発展しているのか、あらためて考えていただければと思っています。

遺族の納得など解決ができない限り上映しない、という文化庁の方針は、大きな問題を含んでいます。先方の遺族は上映をさせないことが目的と言えるため、解決をしない方が、その目的を達成するためには良いこととなります。ですから、遺族にとって、話し合いを前向きに進めようとするマインドが薄らいでしまうのは当然のことですし、現実にもそうなっています。

文化庁の意図に関わらず、上映を取りやめるという対応は、遺族側を100パーセント利するものとなっています。逆に映画製作者である私にとっては、表現の機会が全面的に奪われており、不公平です。映画文化を振興させる責務を果たす観点から、文化庁はどのような場合に人権侵害になるのか、基準を示すことが必要ではないでしょうか。単なる抽象的な「可能性」を根拠に、表現の機会を奪い、ほかの自治体の上映会中止などの連鎖まで生じさせている現状は、無責任ではないかと思えます。

遺族が申し立てているような、事実関係の誤りは、映画にはありません。「戻りたくても戻れない」という当該インタビューは、「心の拠り所が奪われ、戻りたくても戻れない、つらいと思う」という言葉です。私宅監置犠牲者の長男の心情を慮って語られたものです。

長男が住んでいた家は、私宅監置犠牲者が亡くなった後、ほどなくして解体されました。一家にとって、島には戻るための家が無くなってしまったのです。「戻る」というのは、一時的に島に帰省するという意味にとどまらず、再び島で暮らすことをも含んでいる言葉です。家が失われたことは、長男が島に戻る意思に乏しかったことを表していますし、島に戻りづらくなったことを示してもいます。「戻りたくても戻れない、つらいと思う」と長男の心情を慮った当該インタビューは、私が捉えた一つの大切な真実です。

映画を見ただけでは遺族を特定することはできません。亡くなった方について、虚偽の事実を示しているわけでもありません。つまり、映画の内容になんら法的な問題はなく、人権侵害の可能性はないのです。文化庁が発表している「取り返しのつかない人権侵害」というのは具体的にどのようなことを想定しているのか、今なお私は分かりません。「可能性」という書き方をすれば、どのような理由でも挙げることができ、延期や中止を正当化できます。精神障害者を「今後、不法行為をする『可能性』があるから」と予防監禁するのにも似ています。人権上、認められてはならないものです。

私宅監置は国家制度としての隔離でした。つまり、国は当事者なのです。上映取りやめは、国が自らの歴史的罪責を隠蔽することになってしまいます。文化庁の判断は、歴史に汚点を残すものです。

私は次のことを求めます。

- 1) 映画「夜明け前のうた」の記念上映を早急におこなってください
- 2) 私宅監置制度について、調査検証を開始し、犠牲者に謝罪してください
- 3) 今月19日13時からの「上映&言論フォーラム」（スペースFS汐留）に参加してください

2021年12月15日

差出人：原 義和

受取人：都倉俊一長官

〒100 8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

文化庁